

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針（通所・短期入所系）

項 目	内 容
<p>①施設運営等について</p>	<p>【基本的な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」，「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける ○可能な限り同じ時間帯・同じ場所に集まる人数を減らす（食事・休憩等） ○定期的な換気，声を出す機会を減らす，マスク着用の徹底，清掃の徹底，共有物の消毒の徹底，手指衛生指導の徹底 <p>【感染症対策の再徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○朝礼などで職員間での情報共有を密に行い，施設の対策を徹底する ○職員やその家族，利用者やその家族に発熱等の症状があるときは，あらかじめどう対応するかを決めておく。対応に困る場合はかかりつけ医もしくは管轄の保健所に相談する。 ○感染が疑われる者が出た場合には，かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）に連絡し，指示に従う。 ○感染者が出た場合には，保健所の調査に必要となる接触者リストを速やかに作成できるよう，ケア記録，勤務表，施設内に入出入りした者の記録等を準備しておく <p>【部外者の施設への立ち入り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うようにする，施設内に立ち入る必要がある場合については，体温を計測し発熱が認められる場合やせき症状・倦怠感などがある場合には入館を断る ○業者等の施設内に入出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録しておく
<p>②職員自身について 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【感染症対策の再徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスクの着用や手洗い，アルコールによる手指消毒等を徹底 ○出勤前に体温を計測し発熱が認められる場合やせき症状・倦怠感（だるさ）などの症状がある場合には出勤を行わない ○出勤後に体温を計測し，体温や体調チェック（せき症状・倦怠感（だるさ）などがないこと）を記録する（健康観察記録） ○症状があつて感染が疑われる場合は，職場へ伝えるとともに，厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて，かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）に相談するなど適切に対応 ○食事を対面で摂らない，休憩室等ではマスクを着用し会話を最小限にする，休憩時間をずらす，できる限りお互いの距離を保つ ○職場外でも換気が悪く，人が密に集まって過ごすような空間は避ける ○基礎疾患がある場合は，感染した際に重篤化するおそれが高いため特に注意する

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針（通所・短期入所系）

項 目	内 容
<p>③利用者に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【送迎時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○送迎車に乗る前に、本人の体温を計測し発熱が認められる場合やせき症状・倦怠感（だるさ）などの症状がある場合には、利用を控えてもらう ○送迎車の窓を開け換気を行う。送迎後に利用者の接触頻度が高い車内（手すり等）を消毒 ○発熱等により利用を断った利用者については、受診を促し、居宅介護支援事業所に情報提供 <p>【感染症対策の再徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設入館時に手洗いや手指消毒を実施 ○到着後に体温を計測し、体温や体調チェック（せき症状・倦怠感（だるさ）などがないこと）を記録する。体温や体調に異常がある際は、別室に移し、速やかに施設長に報告する
<p>④ケア等の実施に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【リハビリテーション等の実施の際の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ADL 維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける <p>【サービス提供全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食事の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・食事前に利用者の（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。 ・食事を対面で摂らないよう座席を配置する。 ○排泄の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロンを着用する。 ○清潔・入浴の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な利用者については、原則清拭で対応し、使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、洗濯し、完全に乾燥させる。 ・入浴介助を行う場合は、時間をずらし複数人で同時に入浴させないことを徹底する。シャワーの場合も同様の取り扱いとする。使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。 ・脱衣所の床や器具等は、アルコール消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。